

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人延岡市社会福祉協議会の理事、監事、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬を支給する役員等及び報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長については、月額60,000円を支給する。
- (2) 常務理事及び事業担当理事に支給する報酬については、理事会の審議を経て定める。ただし、常務理事及び事業担当理事が事務局長を兼ねる場合は、職員給与規程に準じて支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は役員等の職に就いた当月分から支給する。

- 2 月の途中において役員等の職に就いたとき、またはその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず、在職日数に応じて日割計算により支給する。
- 3 報酬の支給日については、職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会及び監査並びに会長が認めた会議及び行事に出席したときには、別表に定めるところにより費用弁償を支給する。

- 2 第2条の規定により報酬を支給される役員等には、前項の規定による費用弁償は支給しない。
- 3 役員等が、その職務のため市外出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。
- 4 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人延岡市社会福祉協議会役員等の報酬規程（平成8年6月1日）は廃止する。

別表（第4条関係）

	費用弁償の額
理事	4,000円
監事	
評議員	
顧問	